

随意契約理由書

1 案件名称

教職員情報システム 教育情報ネットワーク基盤システム二次稼働対応作業業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ 関西支社

3 随意契約理由

大阪市教育委員会事務局では、文部科学省が平成29年10月策定（令和元年12月に改訂）した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」への準拠や校務系・学習系それぞれで整備しているネットワーク・パソコンの統合による教職員の利便性の向上などを目的に令和4年3月下旬に大阪市教育情報ネットワークを構築した。

本業務委託は、既設DCにある統合認証システムを二次構築として教育情報ネットワーク基盤に移行するにあたり、引き続き現行機器を利用するための教職員情報システム側で必要となる設定変更及び動作検証作業を委託するものである。

教職員情報システムは、平成27年度に契約締結した「大阪市教育委員会教職員情報システム（教職員人事・給与システム）再構築業務委託契約」により開発され、平成29年度より運用を開始しているところであり、上記業者と令和5年4月1日に教専第20432号「教職員情報システム保守・運用支援業務委託」を令和6年3月31日まで契約締結していることから、本件業務委託と密接不可分の関係にあるため、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本業務を履行できる業者は、「大阪市教育委員会教職員情報システム（教職員人事・給与システム）再構築業務委託」を本市と契約締結し、現在同システムの運用保守業務を受託している株式会社日立システムズ関西支社のみである。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、株式会社日立システムズ関西支社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
（電話番号06-6115-8059）

随意契約理由書

1 案件名称

教職員情報システム 地方公務員定年引上げに伴う対応作業業務委託

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ 関西支社

3 随意契約理由

本業務委託は、地方公務員の定年の段階的引き上げに伴い、引続き現行システムで教職員情報の管理並びに給与計算を行う為に必要となる設定変更作業を委託するものである。

教職員情報システムは、平成27年度に契約締結した「大阪市教育委員会教職員情報システム（教職員人事・給与システム）再構築業務委託契約」により開発され、平成29年度より運用を開始しているところであり、上記業者と令和5年4月1日に教専第20432号「教職員情報システム保守・運用支援業務委託」を令和6年3月31日まで契約締結していることから、本件業務委託と密接不可分の関係にあるため、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本業務を履行できる業者は、「大阪市教育委員会教職員情報システム（教職員人事・給与システム）再構築業務委託」を本市と契約締結し、現在同システムの運用保守業務を受託している株式会社日立システムズ関西支社のみである。そのため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により、株式会社日立システムズと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号06-6115-8059)

随意契約理由書

- 1 案件名称 大阪市教育センター不動産図面作成業務委託
- 2 契約相手方 公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、大阪市教育センターの売却に向け、図面作成を行うものである。本来、大阪市有地の測量及び図面作成は建設局測量明示課で行われるが、本センターの土地が大阪市高速電気軌道株式会社との共有であるため測量ができないとの判断になり、業務委託により行う。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請は、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和 60 年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、入会している土地家屋調査士は 177 名、法人は 8 法人（令和 5 年 4 月現在）におよび、発注者の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当
- 5 担当部署 教育センター管理担当（電話番号 06-6572-0263）

(参考)「土地家屋調査士法」(昭和二十五年法律第二百二十八号)

第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(設立及び組織)

第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

(以下略)

(業務)

第六十四条 協会は、第六十三条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務(同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

(土地家屋調査士の報酬について)

- かつて「統一報酬額表」があったが、平成 13 年に公正取引委員会からの独占禁止法上の指摘により撤廃された。現在、報酬額の算定は各事務所の資格者個人の責任において各自報酬額を事務所に掲示することとなっている。(報酬の自由化)
- 一方、土地家屋調査士会は、土地家屋調査士法に基づき、調査士会会則に「調査士の報酬額の基準に関する規程」を定めている。
- 公嘱協会が各官公署と契約する際の報酬額は、調査士会が示す報酬基準の約 80%で、中央用地対策連絡協議会が定めた報酬額と同一の額である。

(教育委員会における契約について)

- 同協会の見積に基づき、調査、立会、測量その他の項目について「一式」の積算で契約している。(別途、各項目の単価表あり。)
- 業務完了後、それぞれの履行実績に基づき総額を確定させ、契約変更を行っている。

随意契約理由書

1 案件名称

教育情報ネットワーク基盤システム二次構築に伴う統合認証システム移行対応作業等業務委託

2 契約の相手方

日本電気株式会社 関西支社

3 随意契約理由

本案件は、大阪市教育情報ネットワーク基盤システムの二次構築として、現行の統合認証システムを移行するにあたり実施する移行リハーサル及び本番切り替え作業に伴い必要となる統合認証システム側の対応作業等業務を委託するものである。

本業務においては、上記業者と令和 5 年 4 月 1 日に教専第 20426 号「統合認証システム保守・運用支援業務委託」を令和 6 年 1 月 31 日まで契約締結していることから、本件業務委託と密接不可分の関係にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがあり、履行実施可能な業者は上記業者のみである。

したがって地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により日本電気株式会社 関西支社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
(電話番号 06-6115-8059)

随意契約理由書

1 案件名称 不動産登記測量業務委託（桜宮高等学校）

2 契約相手方 公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する学校及びもと学校施設用地（以下「学校用地等」という。）において、用地境界確定及び登記図面作成等について、業務を発注するものである。

学校用地等の嘱託登記業務は、学校用地等が広範囲に及ぶことから関係する地権者が多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成、登記申請等に必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから公平な判断が必要となる。

また、市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和 60 年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、入会している土地家屋調査士は 171 名、法人は 8 法人（令和 5 年 9 月現在）におよび、発注者の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課管財グループ

（電話番号 06-6208-9084）

(参考)「土地家屋調査士法」(昭和二十五年法律第二百二十八号)

第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(設立及び組織)

第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

(以下略)

(業務)

第六十四条 協会は、第六十三条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務(同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

(土地家屋調査士の報酬について)

- かつて「統一報酬額表」があったが、平成 13 年に公正取引委員会からの独占禁止法上の指摘により撤廃された。現在、報酬額の算定は各事務所の資格者個人の責任において各自報酬額を事務所に掲示することとなっている。(報酬の自由化)
- 一方、土地家屋調査士会は、土地家屋調査士法に基づき、調査士会会則に「調査士の報酬額の基準に関する規程」を定めている。
- 公嘱協会が各官公署と契約する際の報酬額は、調査士会が示す報酬基準の約 80%で、中央用地対策連絡協議会が定めた報酬額と同一の額である。

(教育委員会における契約について)

- 同協会の見積に基づき、調査、立会、測量その他の項目について「一式」の積算で契約している。(別途、各項目の単価表あり。)
- 業務完了後、それぞれの履行実績に基づき総額を確定させ、契約変更を行っている。

随意契約理由書

1 案件名称 不動産登記測量業務委託（十三小学校・十三中学校）

2 契約相手方 公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する学校及びもと学校施設用地（以下「学校用地等」という。）において、用地境界確定及び登記図面作成等について、業務を発注するものである。

学校用地等の嘱託登記業務は、学校用地等が広範囲に及ぶことから関係する地権者が多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成、登記申請等に必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから公平な判断が必要となる。

また、市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和 60 年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、入会している土地家屋調査士は 171 名、法人は 8 法人（令和 5 年 9 月現在）におよび、発注者の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課管財グループ

（電話番号 06-6208-9084）

(参考)「土地家屋調査士法」(昭和二十五年法律第二百二十八号)

第九章 公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(設立及び組織)

第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

(以下略)

(業務)

第六十四条 協会は、第六十三条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務(同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。)及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

(土地家屋調査士の報酬について)

- かつて「統一報酬額表」があったが、平成 13 年に公正取引委員会からの独占禁止法上の指摘により撤廃された。現在、報酬額の算定は各事務所の資格者個人の責任において各自報酬額を事務所に掲示することとなっている。(報酬の自由化)
- 一方、土地家屋調査士会は、土地家屋調査士法に基づき、調査士会会則に「調査士の報酬額の基準に関する規程」を定めている。
- 公嘱協会が各官公署と契約する際の報酬額は、調査士会が示す報酬基準の約 80%で、中央用地対策連絡協議会が定めた報酬額と同一の額である。

(教育委員会における契約について)

- 同協会の見積に基づき、調査、立会、測量その他の項目について「一式」の積算で契約している。(別途、各項目の単価表あり。)
- 業務完了後、それぞれの履行実績に基づき総額を確定させ、契約変更を行っている。

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立図書館情報ネットワークシステムの大阪版自治体情報セキュリティクラウドにおける SSL デコード機能導入にかかる対応業務委託

2 契約の相手方

富士通Japan株式会社

3 随意契約理由

本案件は、大阪版自治体情報セキュリティクラウドにおけるSSLデコード機能導入にかかる対応業務の委託をおこなうものである。本業務の対象となる図書館情報ネットワークシステムは、「大阪市立図書館情報ネットワークシステム開発等業務」（平成24年度教専第4号）により富士通株式会社（簡易吸収分割により令和3年4月1日付で富士通Japan株式会社に事業移管）と平成24年11月9日付けで契約を締結後、導入に至った。令和3年度においても保守・運用支援業務を委託している。

大阪版自治体情報セキュリティクラウドにおけるSSLデコード機能導入が行われるにあたり、図書館情報ネットワークシステム全体を構築し、影響範囲等を熟知している上記業者でなければ、安全かつ確実に業務を履行できない。

したがって、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）に該当するため、富士通Japan株式会社との特名随意契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担当部署

中央図書館 企画・情報担当（電話番号 06-6539-3325）

随意契約理由書

1 案件名称 クラフトパークキルン工房給排気ファン更新業務委託

2 契約相手方 ダイキン工業株式会社

3 特名随意契約理由

クラフトパークについては、当該施設の開設から24年を経過し、各種設備の老朽化が進んでいるため、故障が発生するたびに補修等の対応を行っている状況である。キルン工房の給気ファン、排気ファンについては、軸の劣化による異音が大きく教室運営に支障をきたしている。また、万が一故障停止した場合は室内の給排気が行えなくなり工房及び施設運営に多大な悪影響を及ぼすことになる。

当該施設は有料施設であり、利用料金制を導入して運営していることから、市民サービスの低下をきたさないよう、また指定管理者にも不利益を及ぼすことのないよう当該機器を整備する必要があるが、キルン工房給排気ファンは、製造業者でもある上記業者と令和3年4月1日～令和8年3月31日まで「空調設備保守点検業務委託」契約を締結している対象設備の1つであり、上記以外の業者が整備業務を行った場合、責任の所在が不明確となり、整備後の保証ができない。上記業者は、同設備の状態及び作業内容の詳細を熟知しており、整備後の保守点検業務にも影響を及ぼさないことから、事業運営に支障をきたすことなく機器整備を実施することができる。

また、今回の整備内容については、保守点検業務委託の契約外となるため、改めて設備整備業務委託契約を締結するものである。

以上のことから、利用者及び指定管理者に不利益を及ぼすことなく当該設備整備業務を実施できるのは上記業者しかいないため、ダイキン工業株式会社との随意契約を実施する。

4 根拠法令 地方自治法施行令167条の2第1項2号に該当

5 担当部署 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習担当（電話番号 6539-3352）